

令和7年度第1回山形地方最低賃金審議会議事録

- 1 日 時 令和7年7月14日（月）午後1時30分～午後2時35分
- 2 場 所 山形労働局大会議室（山形市香澄町3-2-1 山交ビル3階）
- 3 出席者 委員14名
公益 押野委員、粕谷委員、コーエンズ委員、本間委員
労働者側 石川委員、遠藤委員、大類委員、柿崎委員、納富委員
使用者側 江袋委員、大泉委員、木村委員、丹委員、仁藤委員
【欠席】 公益・丸山委員

(事務局) 島田山形労働局長、松岡労働基準部長、門脇賃金室長、
今野賃金室長補佐、高橋事務官

- 4 議 題
 - (1) 会長、会長代理の選出
 - (2) 山形地方最低賃金審議会運営規程について
 - (3) 山形県最低賃金の改正決定について（諮問）
 - (4) 審議日程について
 - (5) 専門部会設置について
 - (6) 関係労使からの意見聴取について
 - (7) その他

5 議事経過

○事務局：門脇

定刻になりましたので、ただ今から令和7年度第1回山形地方最低賃金審議会を開催いたします。賃金室長の門脇と申します。会長、会長代理が選出されますまでの間、私のほうで司会進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

当審議会の会議開催に必要な委員の定足数は最低賃金審議会令第5条第2項により委員の3分の2以上、又は公労使委員の各3分の1以上の出席が必要と定められています。

本日は、公益委員4名、労働者側委員5名、使用者側委員5名、計14名の出席がございますので、定足数を満たし、当審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

本日の審議会は公開での開催です。傍聴の方と報道機関の方が入っています。カメラ撮影については冒頭の部分と諮問文受渡しの部分を許可しております。

それでは、開催にあたりまして、山形労働局長の島田よりご挨拶を申し上げます。

○島田労働局長

山形労働局長の島田でございます。

本日は、委員の皆様には、大変お忙しい中、山形地方最低賃金審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日頃より、労働行政、とりわけ最低賃金審議会の運営に対しまして、深いご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

皆様には、本年4月から2年間の任期にて、当審議会の第54期委員をお願いしております。

す。どうぞよろしくお願い申し上げます。

皆様ご承知のとおり、最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働者の生活の安定や労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保、更には国民経済の健全な発展に寄与するという大変重要な役割を担っております。

昨年度の山形県最低賃金の審議におきましては、委員の皆様に精力的にご審議いただいた結果、これまでで最高の 55 円引上げの 955 円で 10 月 19 日に改正発効することができました。また、産業別の特定最低賃金につきましても、四業種において 51 円ないし 52 円引上げ、12 月 25 日に改正発効することができました。改めて感謝申し上げます。

さて、今年度の最賃審議を取り巻く情勢についてであります。先ごろ閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2025」において、最低賃金については「適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しし、2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で、最大限の取組を 5 年間で集中的に実施する。」という方針が示されております。

このような難しい情勢下における審議については、昨年以上の困難が予想されるところであり、委員の皆様にはご苦勞をおかけするものと思いますが、最低賃金制度の重要性に鑑み、今年度も真摯なご議論を、何卒よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開催に当たってのご挨拶とさせていただきます。

○事務局：門脇

本日は今年度最初の審議でございますので、ここで委員の皆様をご紹介させていただきます。資料の 1 ページをご覧ください。こちらに、第 54 期の審議委員名簿をご準備しております。この名簿順に名前をお呼びいたします。まず、公益委員からになります。押野委員です。粕谷委員です。コーエンズ委員です。本間委員です。本日、丸山委員は欠席となっております。次に労働者代表委員を紹介いたします。石川委員です。遠藤委員です。大類委員です。柿崎委員です。納富委員です。次に使用者代表委員を紹介いたします。江袋委員です。大泉委員です。木村委員です。丹委員です。仁藤委員です。次に、事務局を務めます労働局職員を紹介いたします。山形労働局長の島田です。労働基準部長の松岡です。賃金室長補佐の今野です。賃金係の高橋です。最後に、賃金室長の門脇です。事務局一同、精一杯務めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事の（1）会長、会長代理の選出に入らせていただきます。会長及び会長代理は、最低賃金法第 24 条第 2 項及び第 4 項の規定により、公益委員のうちから選出することとされています。あらかじめ公益委員の皆様でご協議いただき、候補者を選出いただきましたので申し上げます。会長の候補者として本間委員を、会長代理の候補者として押野委員を選出いただいております。委員の皆様いかがでしょうか。（「異議なし」の声）ありがとうございます。ご賛同いただきましたので、会長は本間委員に、会長代理は押野委員にお願いいたします。

それでは、早速ですが、これ以降は本間会長に議事を進めていただきます。本間会長よろしくお願いいたします。

○本間会長

ただいま会長になりました、本間佳子でございます。皆様にご協力いただきながら、充実した審議を行ってまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、報道関係者の皆様、カメラ撮りは一旦ここまでとします。着席してください。

審議を始めるにあたり事務局から報告事項がありましたらお願いします。

○事務局：門脇

最低賃金に関する要請についてご紹介いたします。

資料 117、118 ページをご覧ください。6 月 4 日に、山形県労連より山形労働局長あて「最低賃金の引き上げと中小企業・小規模事業者支援の拡充及び最低賃金引上げに関連する労働行政の改善を求める要請書」の提出がございました。要請の趣旨は、最低賃金を大幅に引き上げること、ランク制を廃止し全国一律最低賃金制度を確立すること、中小企業に対する支援制度を拡充すること、などでございます。

続きまして、119 ページになります。6 月 2 日付けで、山形県弁護士会より、山形労働局長及び山形地方最低賃金審議会あて「最低賃金額の大幅な引上げ及び地域間格差の是正を求める会長声明」の送付がございました。声明の趣旨は、山形県最低賃金を大幅に引き上げること、労働者の生計費に地域間格差がほとんど存在しない以上、全国一律最低賃金制度を実現すべき、などでございます。

最後に 121 ページをご覧ください。7 月 1 日に、連合山形より山形労働局長あて、「2025 年最低賃金行政に関する要請書」の提出がございました。要請の趣旨は、最低賃金法第 1 条に定める目的が達せられる最低賃金額に決定されるよう審議会運営に努めること。特定最低賃金について、労使のイニシアティブを発揮した審議となるよう運営すること。最低賃金の履行確保に向けた監督体制を強化すること、などでございます。加えまして、こちらに積み上げてございます、最低賃金を 1,000 円以上に引き上げること、基幹的労働者にふさわしい特定最低賃金の水準を確保すること、等を求める要請署名 36,743 筆の提出がございました。以上、ご報告いたします。

○本間会長

議事（2）審議会運営規程について、事務局から説明してください。

○事務局：門脇

審議会の運営規程についてご説明いたします。資料 2 ページをご覧ください。最低賃金審議会は、最低賃金法第 20 条から第 26 条及び最低賃金審議会令によって運営されることになります。最低賃金法及び最低賃金審議会令によって定められていない詳細事項については当審議会の運営規程に則って運営することになります。主な条文についてご説明いたします。

第 4 条、審議会は最低賃金の決定又はその改正の決定について山形労働局長から調査審議を求められたときは最低賃金法第 25 条第 2 項の規定に基づいて専門部会をおく、専門部会に関する運営規程は別にこれを定める、と規定しております。4 ページ、5 ページが専門部会の規程でございます。

3 ページの第 7 条、会議は原則として公開とする、ただし公開することにより個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合や率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等には会長は会議を非公開とすることができる、となっております。

第 8 条、会議の議事については議事録を作成し議事録と会議資料は原則として公開する、ただし公開することにより個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合や率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合等には会長は議事録及び会議資料の一部又は全部を非公開とすることができる、となっております。議

事録を非公開とする場合には議事要旨を作成して公開する、となっております。

こういったところが主な内容でございます。

○本間会長

ただ今説明がありました運営規程について、質問・ご意見はありますか。

特に意見がないようですので、現行の運営規程に則って審議を進めていくこととします。次に、諮問から答申への流れについて、議事（３）議事の公開・非公開も含めて説明してください。

○事務局：門脇

資料７ページをご覧ください。諮問から答申への流れについてご説明いたします。本日、これから地域別最低賃金の諮問がなされることになっております。諮問がなされますと、最低賃金法第２５条第２項及び当審議会運営規程第４条に基づき調査審議を行うための専門部会を設置することになります。専門部会は公労使各３名、計９名の委員で構成し、改正金額を調査審議し、審議の結果を部会長から審議会会長に報告することになります。会長はその報告を受けて審議会において議決し労働局長に答申することになります。

続きまして、８ページをご覧ください。議事の公開・非公開についてです。本審については、第２回の参考人意見聴取の部分を除いて全て公開としております。参考人意見聴取は個人情報を含む率直な意見の交換になる場合もあることから非公開としております。地域別最低賃金並びに特定最低賃金の専門部会については、第１回の専門部会は公労使３者が揃って、役員選出、審議日程の確認などを行う場につき公開、第２回以降の金額審議は「個別協議方式」となり、公労又は公使の２者において、率直な意見の交換を行う場となることから非公開としております。審議会の会議は運営規定上、公開が原則となりますが、会議を非公開とするかどうかの判断は、本審議会にあっては会長、専門部会にあっては部会長の権限となっております。さきほど説明させていただいた運営規程第７条に照し合せ判断いただいておりますが、今年度もあらかじめ審議会全体で運用方針を確認しておきたいと考えております。

○本間会長

ただ今説明がありました諮問から答申への流れと、議事の公開状況について、質問・ご意見はありますか。特に意見がなければ、このように審議を進めていくこととし、議事の公開・非公開は昨年度と同じ取扱いとします。

議事（４）山形県最低賃金の改正決定について、山形労働局長から諮問を受けることといたします。報道機関の皆様、諮問文の受け渡しの場面の撮影を許可いたします。

○島田労働局長

山形地方最低賃金審議会会長本間佳子殿、山形労働局長島田博和、最低賃金の改正決定について諮問。最低賃金法第１２条の規定に基づき、山形県最低賃金の改正決定について、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画２０２５改訂版及び経済財政運営と改革の基本方針２０２５に配意した、貴会の調査審議をお願いする。よろしくお願いいたします。

○本間会長

報道関係者の皆様、カメラ撮りはここまでとします。ご着席ください。

諮問の理由について山形労働局から説明してください。

○松岡労働基準部長

ただ今、山形県最低賃金の改正につきまして、本審議会に調査審議をお願い申し上げたところでございますが、諮問の理由につきましてご説明を申し上げます。

本県における現下の経済状況について、6月25日に山形県が発表した経済動向月例報告では、「本県経済は、緩やかに持ち直しているものの、弱含みの動きが続いている。」と総合判断しています。分野別では、個人消費は「一部に弱さがみられるものの、底堅い動き」鉱工業生産につきましては、「弱含みの動き」と判断しております。また、雇用情勢につきましては、「緩やかに持ち直している」と判断しており、6月26日付けで発表しております県内の有効求人倍率は1.31倍で東北では一番高い数字となっており、基調判断としては、「山形県内の雇用情勢は、持ち直しの動きに足踏みがみられる。今後とも、物価高騰等が雇用と与える影響に留意する必要がある。」としています。本県の賃金については、毎月勤労統計調査地方調査結果速報によりますと、令和7年4月のきまって支給する給与は、5人以上の事業所は前年の同じ月より3.8%増加、30人以上の事業所でも2.9%の増加となっております。このような状況を踏まえまして、山形県最低賃金の改正決定が必要と考え、ご審議をお願いいたしたく、諮問をさせていただいたところでございます。どうか十分なご審議の程よろしくお願い申し上げます。

○本間会長

ただ今の説明について何か質問はありますか。ないようですので、事務局から関連する資料を説明してください。

○事務局:今野

それでは諮問の背景に関わる資料についてご説明させていただきます。

13 ページ、資料Ⅲ－1、4月7日に日本銀行が発表した「地域経済報告－さくらレポート－」4月時点の景気判断が載っております。全国の状況と、東北の部分を抜粋しておりますので、後ほど参考にご覧いただければと思います。

続きまして、28 ページ、資料Ⅲ－2、5月20日に日本銀行が発表した「地域経済報告－さくらレポート－」の別冊シリーズ「人手不足感が強まるもとでの地域企業の投資・事業戦略」ということで具体例などについて掲載されておりますので、後ほど参考にご覧いただければと思います。

51 ページ、資料Ⅲ－3、7月1日に日本銀行山形事務所が発表した「山形県企業短期経済観測調査結果」でございます。県内企業86社から回答があり、57 ページからまとめが載っておりますが、6月調査では、製造業、非製造業ともに改善し、全産業ではプラス11と前回調査から7ポイント改善しました。製造業は、電気・輸送用機械などが改善したため、全体ではマイナス3と前回調査から2ポイントの改善となりました。非製造業は、卸・小売、情報通信、対事業所サービスが改善したため、全体では24と前回調査から11ポイント改善しました。また、先行きについては製造業は改善するものの、非製造業は悪化するため、全産業では今回調査11から9月予測が4と7ポイントの悪化を予測しています。

59 ページ、資料Ⅲ－4、6月23日に日本銀行山形事務所が発表した「山形県金融経済概況」でございます。全体感は、一部に弱めの動きがみられるものの、基調としては持ち直しているということで、「最終需要の動向は公共投資は、大幅に増加。設備投資は、横ばい圏内の動きとなっている。個人消費は、一部に弱めの動きもみられるが、緩やかに回復している。住宅投資は、持ち直している。生産は、緩やかに持ち直している。雇用・所得

環境は、改善している。消費者物価は、前年を上回っている。」となっております。

64 ページ、資料Ⅲ－5、6 月 30 日に山形県が発表した令和 7 年 4 月速報の「山形県鉱工業生産指数」でございます。季節調整済指数が 131.0 と、前月に比べ 12.3% の上昇、2 か月連続の上昇となっております。東北は前月に比べ 5.5% 低下、全国は 1.1% 低下しております。

80 ページ、資料Ⅲ－6、6 月 27 日に山形労働局が発表した今年 5 月の「雇用情勢」についてでございます。概況としては、有効求人倍率は前月を 0.03 ポイント下回っており、新規求人倍率は前月を 0.21 ポイント下回っております。基調判断としては、山形県内の雇用情勢は、持ち直しの動きに足踏みがみられ、今後とも、物価高騰等が雇用に与える影響に留意する必要がある、としています。

94 ページ、資料Ⅲ－7、ハローワーク山形で集計した今年 5 月分のパート労働者の求人・求職賃金に関するの情報になります。左上の黄土色のところですが、各職業の合計で、求人賃金の上限の平均が 1,185 円、下限の平均が 1,086 円です。求職者が希望する求職賃金の平均は 1,012 円になっています。

続いて、高橋の方から説明がございます。

○事務局：高橋

95 ページ以降ご説明いたします。はじめに、全国及び山形の各種統計の推移になります。こちらにつきましては、皆様のお手元にダブルクリップでまとめている、資料作成時に参照した資料について、という表題の別冊資料をお配りしておりますが、これらの資料から数値を拾って作成したものになっております。各資料の詳しい内容等については、後ほどご覧いただければと思います。95 ページをご覧ください。こちらは、雇用関係、物価関係、賃金関係の主要統計について、全国と山形を比較及び推移を掲載したのとなっております。各統計について、資料作成時点での最新の公表データについて申し上げます。

雇用関係につきましては、有効求人倍率を掲載しており、全国では 1.24 倍、山形では 1.31 倍となっております。

物価関係につきましては、消費者物価指数及び国内企業物価指数を掲載しております。消費者物価指数について、全国は前年同月比 4.0% の上昇、山形は前年同月比 3.7% の上昇となっております。消費者物価指数は中賃において、「持家の帰属家賃を除く総合」を参照していることから、当該資料においても「持家の帰属家賃を除く総合」の数値を用いております。国内企業物価指数は前年同月比 2.9% の上昇となっております。

続きまして、賃金関係については毎月勤労統計調査の結果について掲載しております。名目賃金については、全国は前年同月比 1.0% の上昇、山形は前年同月比 5.3% の上昇となっておりますが、実質賃金は全国で前年同月比 2.9% の低下で 5 か月連続のマイナス、山形は前年同月比 1.0% の上昇で 2 か月連続のプラスとなっております。

表の下の方に最低賃金が改正された 10 月を起点に単純平均した数値を 2 年分掲載しております。

その下段の方、令和 6 年 10 月を起点にしたものをご覧いただきますと、有効求人倍率は全国で 1.25 倍、山形は 1.34 倍。消費者物価指数は全国で 3.9% の上昇、山形は 4.2% の上昇、国内企業物価指数は 3.8% の上昇。名目賃金では全国で 2.5% の上昇、山形で 5.5% の上昇。実質賃金は全国で 1.3% の低下、山形は 1.2% の上昇となっております。

96 ページには、95 ページの数値をグラフ化したものを付けております。一番下の賃金関係については、毎月勤労統計調査から、全国と山形の現金給与総額の推移と全国を 100 としたときの山形との格差をグラフ化したものを掲載しております。グラフの右上の方に最

新の全国と山形の現金給与総額についても掲載しておりますので、ご覧いただければと思います。

続きまして 97 ページ、全国及び山形の各種統計の推移（２）になります。こちらは山形県の特定最低賃金が製造業及び自動車関連産業であることから、鉱工業指数と新車登録台数の数値を掲載したものを作成いたしました。その他、経済動向として、倒産企業の件数や失業率についても掲載しております。こちらでも次のページにグラフ化したものをつけてございます。全国、山形の各統計に係る推移について見て取れますのでご覧いただければと思います。こちらの資料については、97 ページの下の方、注意書きにも掲載いたしましたが、山形県が公表している山形県経済動向月例報告を参照し作成しております。

続いて、99 ページ、資料Ⅳ-2 山形県の最低賃金の推移となります。平成 28 年から令和 6 年までの地域別最低賃金及び特定最低賃金の推移を掲載しておりますので、詳しくは後ほどご覧ください。

100 ページ、資料Ⅳ-3 山形県の賃金水準です。表の右側、令和 6 年の欄をご覧くださいますと、東京を 100 とした場合の山形との格差は 82.1 となり、昨年より 1.2 ポイント、差額については 5 円の格差縮小となりました。同様に、全国を 100 とした場合、山形は 90.5 となり、昨年より 0.9 ポイント、差額については 4 円の格差縮小となりました。その他、賃金構造基本統計調査結果についても掲載してございますので、後ほどご覧ください。

続いて、101 ページ、資料Ⅳ-4 東北 6 県の最低賃金改正状況となります。上から 2 つ目の表をご覧くださいますと山形との比較を掲載しております。令和 6 年の改正により、宮城との差額は 18 円、福島とは同額、青森との差額は 2 円、岩手との差額は 3 円、秋田との差額は 4 円となりました。昨年は目安に 5 円上乗せし、B ランクの宮城との差額を縮小させ、福島とは並ぶ結果となりました。

続いて、102 ページ、資料Ⅳ-5 東北 6 県の賃金時間額特性値となります。こちらは毎年実施しております基礎調査の結果を基に作成しております。表をご覧くださいまして、各特性値を比較しますと、山形の第 1・20 分位数は福島と並び東北 2 位、第 1・10 分位数は山形、青森、岩手、秋田、福島が並ぶ結果となっております。第 1・4 分位及び中位数は 3 位という結果となっております。下には令和 4 年と令和 5 年のデータも掲載しておりますので、ご覧いただければと思います。

続いて、103 ページ、資料Ⅳ-6 山形市の標準生計費の推移となります。上段の表は世帯人員 1 人の世帯における生計費の推移となりますのでご覧ください。下段は世帯人員 1 人から 5 人までの数値を掲載しております。世帯人員 1 人については生計費合計が昨年よりも減少しましたが、世帯人員 2 人以上については上昇した結果となっております。

また、104 ページには参考として特性値等に関する解説資料もつけてございますので、ご活用いただければと思います。

統計関係の説明につきましては以上になります。

続きまして、105 ページ、資料Ⅴ最低賃金引上げに向けた中小企業への支援事業の実施状況でございます。業務改善助成金は、令和 6 年度は 201 件となり、令和 5 年度より申請件数は減少しているものの、過去と比較しても引き続き申請件数は多い状況となっております。引き続き周知広報に努め、賃金引上げの環境整備に係る情報発信を行って参ります。

106 ページからは、6 月 13 日に閣議決定されました「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 改訂版」について、最低賃金関係について一部抜粋したものをお付けしております。最低賃金については、2020 年代に全国平均 1,500 円達成を目標とし地域間格差是正を図ること、「地方最低賃金審議会において中央最低賃金審議会の目安を超える最

低賃金の引上げが行われた場合は、持続的な形で売上拡大や生産性向上を図るための特別な対応として、政府の補助金による重点的な支援を行うことや、交付金等を活用した都道府県のような取組を十分に後押しすることにより、生産性向上に取り組み、最低賃金の引上げに対応する中小企業・小規模事業者を大胆に後押しする」と記載されております。

続きまして 109 ページから今年度の骨太の方針になります。114 ページの囲みの部分について最低賃金の記載がありますが、グランドデザインと概ね同じ内容となっております。

説明は以上になります。

○本間会長

ただ今の説明について質問はありますか。

大量の資料ですので、今後、読み込んでいただいてその過程で何か疑問点がありましたらその時にお寄せいただければと思います。今日の段階では特段ないということですのでよろしいでしょうか。それでは先へ進みます。

本日、諮問を受けておりますので、現段階において、労使各側から基本的なご意見を伺っておきたいと思っております。まず労働者側いかがでしょうか。

○労働者側：石川委員

まだ目安が示されていない中ですので、具体的にとはいきませんが、基本的な考え方を述べさせていただきます。労働者側の石川でございます。まず、賃金については持続的、構造的な賃上げへの社会的な背景を元に、連合 2025 春季生活闘争最終集計結果においては全体で 5.25%、中小企業は 4.65%と 1991 年以来 33 年ぶりの高い伸びであった昨年を上回る結果となっております。机上に連合山形直近の春季生活闘争集計結果をお配りしておりますので、お目通し願います。6 月末日、30 日の段階での集計結果でございます。連合山形では、全体で 4.32%、300 人未満の組合では 4.48%と、多少中央とは異なっております。中小組合の方が高水準の妥結状況でございます。しかし、全体的にみればどの規模においても昨年以上を上げております。この賃上げの流れを世の中に波及させていくには、最低賃金による底上げも必要ではないでしょうか。さて、昨年以上を上げますと、山形最低賃金は、55 円引き上げの 955 円となりました。しかし、この時間給で年間約 2,000 時間働いたとしても年収 200 万円に満たず、働く貧困層、いわゆるワーキングプアとされ、憲法で定められているところの健康で文化的な最低限度の生活を営むことはなかなか難しいのではないのでしょうか。長く続く物価高騰により、働くもの、そしてその家族の生活は厳しさがますます増しております。消費者物価は高止まりを続け、物価高騰に賃上げが追い付いていない構図に変化はありません。県の最低賃金と全国加重平均との額差は 100 円、東京とは 208 円です。以前から申し上げておりますが、このことは県の喫緊の課題である若年層労働力の人口流出の一要因になっているのではないのでしょうか。最低賃金の引上げが全てを解決するとまでは申しませんが、一翼を担っているのは確かです。現に令和 6 年 12 月、内閣府公表の「地域課題分析レポート ポストコロナ禍の若者の地域選択と人口移動」において、20 代の前半では賃金と転入超過比率の間に正の相関関係が確認でき、賃金が高い地域ほど若者の転入率が高い結果が示されております。特に賃金差に対する転入超過率の変化は女性の方がより大きく、相関も高くなっているとしておりまして、若者、女性を地域に呼び込むには賃金上昇が重要であるということが示されておりました。このままのペースで県の人口減少が続けば、ありとあらゆる分野に影響を及ぼし、県内の経済が破綻してしまうということがいよいよ現実味を帯びてきているのではないでし

ようか。言わずもがな、いろいろな各方面から対策を講じるべきで、最低賃金制度はその一つ重要なファクターとなりえます。今月 10 日山形市で開かれた山形県勢懇話会において、日本研究総合所藤波匠主席研究員が「人口減少対策は短期的な人口流入をはかるより、若者が定着できるような経済、雇用環境をつくることが重要だ」とおっしゃっておいりました。さて、少子高齢、人口減少という構造的課題に直面する中、長いデフレ経済なども相まって不安定雇用や格差が拡大してきました。日本の最低賃金は、ご存じのとおり諸外国より低位にとどまっております。労働の対価にふさわしい、ナショナルミニマム水準へと早急にかつ大胆に、大幅に引き上げる必要があるのではないのでしょうか。最低賃金改定による暮らしの底上げは必要不可欠であります。賃金は、労働者の糧であり、どのような就労形態であろうとも、少なくとも生活できる水準が確保されるべきです。セーフティーネットである最低賃金は、非常に重要であるのではないのでしょうか。また、先ほどもありましたが、骨太方針では 2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標を掲げております。ただこの実現には、やはり中小企業も含めた実効的な施策の推進が必要となるため、方針には価格転嫁の適正化、生産性向上を支える施策が掲げられております。ほか、包括的な経済対策なども提案されております。これらの支援策による中小企業の負担軽減や賃金引上げの実現のカギとなります。ここへの配意も十分必要であると考えます。とはいえ、企業においては不安定な情勢の中、コロナ渦からの業績回復が円滑に進まないことに加え、深刻化する人手不足への対応や後継者不足問題、原材料価格や人件費、物流費などの各種コストの増加分を販売価格に反映する価格転嫁が十分に進まないといった苦境に立たされています。理由は問わず、県内の倒産件数は増加傾向にあります。労務費確保のための価格転嫁推進は立場に関わらず、世の中全体で共有し、前進させるべき最重要課題といっても過言ではないと考えます。少し話しはそれますが、ご存じの方もおられるとは思いますが、茨城県において、最低賃金引上げを含む賃上げの機運醸成のため、県、労働団体、経済団体の 3 者で、国が毎年示す地域別最低賃金の目安額に毎年 5 円から 7 円を独自に上乘せするという共通目標を設定することに合意しておりました。経済規模を示す総合指数と最低賃金との乖離を 2030 年度前後に解消することを目的にしたもので、異例のこととは言いながらも、県独自の取り組みを対外に示すという気概は十分評価に値すると考えております。今求められるのは、雇用の安定とともに経済社会の活性化の源となる消費の下支えをする人への投資です。最低賃金近傍で働く方々の生活の安心、安全を確保すると同時に監督行政強化のもと、実効性を高めていくことが重要であり、このことは世間的にも注目を浴びています。連合山形はこのような状況下の中、全ての働く者の底支え、底上げ、格差是正、そして最低賃金の大幅な引き上げや法の遵守に基づいて、広く県民に訴えて、先ほどご紹介いただきましたが、36,000 超の多くの県民の賛同を得ました。こちらは多くの県民の声として重く受け止めていただき、山形県の最低賃金はどうかあるべきなのか、山形県の将来はどうしていくのか、このあたりを審議会においてお互い納得ができるよう決定に際する 3 要素を十分に考慮しながら、真摯に議論に臨みたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○本間会長

ありがとうございます。使用者側いかがでしょうか。

○使用者側：丹委員

こちらの詳しい意見等々は、先ほど労側がおっしゃっておいりましたが、まだ目安も決まっていないということで、今後に譲りたいと思います。

まず、基本的に諮問について毎年思っておりますが、いわゆる条件付き諮問とはおかしいんじゃないかと。「何々に配意して」という諮問の仕方、これは審議会の独立性、自由な審議を阻むものと思います。少なくとも、お願いされて意見を求められている場合は無条件で投げるものであって、非常に審議会に対して失礼だと思います。

石川委員が述べていただいたことを参考にさせていただければ、後段の中小企業の置かれている現状は、おっしゃったとおりだと思います。それと人手不足について、人への投資が重要だということは、企業経営者あるいは企業側でも共通認識だと思います。一方で、トランプ関税の影響について、まだまだこれからどうなるかわからない部分がある。それによっては大変な経済的ダメージを受ける可能性もありますので、それが即、最低賃金に影響するかどうかは別にして、少なくとも賃金、雇用動向に対する影響というのは必ずあると思います。そういった情勢や中賃の小委員会の協議、意見、目安がいくらになるかも踏まえて、今後真摯な議論を、労使、あるいは公益の皆さんを交えて展開していきたいと考えております。以上です。

○本間会長

ありがとうございました。他にご意見のある委員はいらっしゃいますか。

○使用者側：木村委員

使用者側の木村でございます。昨年の中央最低賃金審議会の方から示された目安額は全国一律でありました。賃金決定制度の中で、地域ごとの経済情勢というのを踏まえて、ABCという3つのランクに区分けをして、賃金について協議していく形になっておりますけれども、昨年一律での目安額提示ということで非常に地方の賃金に対して、ある意味異常な圧力がかかって、かなり地方の方が上げざるを得ないような情勢になったかと思っております。そういう意味で、先ほど事務局からの説明でもありましたが、経済情勢は全国と地域、それから首都圏と地域で全然違います。そういった経済情勢を十分踏まえながら、先ほどお話しがあった物価、賃金、それから支払い能力、法定3要素でしっかり議論していく必要があると思っております。途中で中賃の方から目安額が示されていくと思いますが、そこはやはりしっかりと地域の状況に応じた、ABCランクのランクごとの目安を示していただきたいということを再度中央の方にも要望していただきたいと思っております。昨年、地方は相当苦労しながら、また地方間でもいろいろな競争をしながら賃上げをおこなったという経過を踏まえて、地域の経済情勢を十分踏まえた上での中賃の目安の示し方というのを改めて要望をお願いしたいと思っております。以上です。

○本間会長

ありがとうございました。他にご意見はございますでしょうか。今日の段階ではこれでご意見を伺うことは終了とさせていただきます。

それでは、議事（５）審議日程について、今後の審議日程について事務局案を説明してください。

○事務局：門脇

説明の前に、ただいま使側委員からいただいた要望等は、本日終わりますと私どもの方で本省に審議会状況を報告しますので、要望等があったことを伝えさせていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

それでは日程について、説明させていただきます。9ページをご覧ください。

まず、中央最低賃金審議会の日程ですが、7月11日に諮問がなされ、同日、1回目の小委員会が開催されました。その後、4、5回、目安小委員会で審議が行われ、順調に進めば7月下旬に目安額が答申されると思われます。

当審議会は、本日、地域別最低賃金の諮問を受け、今後は、関係労使からの意見聴取、中央最低賃金審議会から示される目安額の伝達、地域別最低賃金の答申、特定最低賃金の改正の必要性の諮問及び答申、地域別最低賃金の答申について異議の申出があれば異議の取扱いについての審議、さらに、特定最低賃金の必要性に係る答申の内容によりますが、特定最低賃金の調査審議の諮問に係る本審議会の開催が必要となります。

今年度の審議日程についての事務局案を申し上げます。

本日の第1回本審議会に続きまして、8月5日に第2回本審議会に関係労使参考人からの意見聴取、目安額の伝達等を行い、地域別最低賃金専門部会については、第1回部会を8月1日に開催し、部会長の選出と第2回目以降の専門部会の日程を決めていただきます。

事務局案としては、8月6日、8日、19日、22日、25日での開催を考えております。8月26日第3回本審議会に答申を頂きまして、9月11日第4回本審議会に異議申出があればその取扱いについて審議していただき、ここで「異議を認めず、答申のとおりとする」となった場合には直ちに官報公示の手続を進め、10月24日から効力発生となる日程を組んでおります。

また、特定最低賃金につきましては、8月26日の第3回本審議会に改正の必要性の諮問と審議、9月11日の第4回本審議会に改正の必要性についての答申、「必要性有り」となった場合には改正の諮問を行います。

その後、専門部会で審議いただきまして、例年どおり12月25日から効力発生とするには、答申をいただく本審議会を10月24日までに開催する必要がございます。特定最低賃金専門部会については、おって、日程調整をさせていただきます。

○本間会長

ただ今の事務局案について、質問等がありますか。

○使用者側：丹委員

他県ですと後半の終わりの方、柔軟にやっているようなんですよ、日にちを新たに追加してとか。審議の状況に応じてそういった選択肢もやはり、かちっとこれで固めるんじゃないかと、残しておくのはどうなのではないかな。

○事務局：門脇

今の丹委員のお話としては、この日程の中でということでしょうか。

○使用者側：丹委員

(答申が)26日となっていますが、それがもしかするといろいろなあれで後ろにずらさざるを得ない状況ももしかするとあるかもしれないと、そういった状況にも対応する柔軟性があつた方がいいんじゃないかなという気はします。

○事務局：門脇

柔軟に対応していきたいと思います。これは日程調整で委員の皆様の都合がつくところでお示ししているところですので、状況に応じてどこかでアナウンスし、再度の日程調整

ということで進めさせていただければと思っています。

○本間会長

では、そういうことも含みながら現時点でこの日程でご了承いただけますでしょうか。
（「異議なし」の声）それではこの日程で進めることといたします。
議事（６）専門部会の設置について事務局から説明してください。

○事務局：門脇

専門部会の設置及び専門部会委員の任命についてご説明いたします。
本日、山形労働局長から山形県最低賃金の改正決定について諮問を受けましたので、最低賃金法第 25 条第 2 項及び当審議会運営規程第 4 条に基づき、「山形県最低賃金専門部会」を設置することとなります。
つきましては、本日から 2 週間、7 月 28 日までの間、専門部会委員の推薦を募ります。推薦のあった方の中から労使、各 3 名の委員を任命いたします。公益委員につきましては本審議会委員の中から 3 名を任命いたします。

○本間会長

専門部会に関するただ今の説明について何か質問はありますか。
ないようですので、議事（７）関係労使からの意見聴取について事務局から説明してください。

○事務局：門脇

8 月 5 日午後 1 時 30 分から開催予定の第 2 回本審議会におきまして、最低賃金法第 25 条第 5 項に基づき、関係労使の代表、それぞれ 3 名以内の方から最低賃金の改正決定に係るご意見をお聞きしたいと考えております。
なお、意見聴取に関する公示を本日から 3 週間、8 月 4 日まで行い、書面での提出を受け付けることといたします。

○本間会長

そのような進行ということで労使各側ともよろしいですね。
今後の審議日程を改めて確認したいと思いますので、再度説明してください。

○事務局：門脇

それでは再度日程を確認していきたいと思います。9 ページをご覧ください。
第 2 回の本審議会を 8 月 5 日午後 1 時 30 分から開催し労使各側参考人の方からの意見聴取、目安の伝達等を行うこととします。
第 1 回専門部会は 8 月 1 日に開催します。そこでは部会長、部会長代理の選出、日程の確認などをしていただきます。
その後は、8 月 6 日、8 月 8 日、19 日、22 日、25 日の計 6 回の開催を予定しております。
8 月 26 日午後 1 時 15 分から第 3 回本審議会を開催し答申を頂き、その後、特定産業別最低賃金の必要性の諮問を行います。
9 月 11 日午前 10 時から第 4 回本審議会を開催し、異議の申出があれば異議の取扱いについて審議いただき、異議を認めないとの結論になれば直ちに官報公示の手续に入りま

す。

また特定最低賃金の必要性に係る答申を頂き、必要性が認められる場合は特定最低賃金の改正諮問を行う、という流れで進めさせていただきたいと考えております。

○本間会長

ただ今確認をいたしました審議日程で進めることでよろしいですか。（「異議なし」の声）

議事（８）その他ですが、各側からこの場で何かご発言はございますか。

ないようですので、次回の本審議会ですが、第一部では関係労使の参考人意見聴取、第二部では目安伝達、基礎調査結果の報告を受けることになります。参考人意見聴取につきましては例年会社の中での具体的な話も出ることが通例でありますので、審議会を非公開にしたいと思いますがいかがでしょうか。（「異議なし」の声）

それでは、次回第２回の本審議会につきましては参考人意見聴取の部分は非公開といたします。

最後に、本年度の審議会につきましてもタイトな日程でのご審議をお願いすることとなりますが、県民の期待、注目も更に大きいものと思われまますので、全会一致での答申に向けて、労使各側委員のご協力を重ねてお願いをしたいと思います。

これをもちまして第１回審議会を終了します。